

令和3年度補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧 (令和3年11月末時点)

別添3

【その他施設費】

○以下4件事業は、令和4年度予算概算要求時の事業を令和3年度補正予算で要求するものであるため、令和3年8月に公表した令和4年度予算概算要求時の評価結果を再掲

- ・大型巡視船（PL型）3隻建造
- ・大型巡視船（PL型）1隻建造
- ・ヘリコプター搭載型巡視船（PLH型）1隻建造
- ・函館航空基地の施設整備（格納庫の整備）

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
ヘリコプター搭載型 巡視船（PLH型）1隻 建造 海上保安庁	206	129	整備しようとするヘリコプター搭載型巡視船（PLH型）は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
小型巡視船（PS型） 1隻建造 海上保安庁	30	14	整備しようとする小型巡視船（PS型）は、追跡捕捉能力、夜間監視探証能力等を強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
大型巡視船（PL型） 3隻建造 海上保安庁	406	238	整備しようとする大型巡視船（PL型）は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
大型巡視船（PL型）1 隻建造 海上保安庁	74	58	整備しようとする大型巡視船（PL型）は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)
ヘリコプター搭載型 巡視船（PLH型）1隻 建造 海上保安庁	153	79	整備しようとするヘリコプター搭載型巡視船（PLH型）は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、砕氷能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 大橋 将太)

・供用後の維持管理費は各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価			担当課 (担当課長名)
			事業計 画の必 要性	事業計 画の合 理性	事業計 画の効 果	
函館航空基地の施設 整備（格納庫の整 備） 海上保安庁	17	3.8	110	100	110	増強される航空機の格納庫を整備すること及び老朽化を解消することで、日本海側における海洋監視体制を強化することができる。 海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 浦野 史朗)

- ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
- ・事業計画の効果 ー通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
 - ※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上
- ・供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。